

D/P、D/A決済による輸入取引を行う際の輸入者にとっての留意点を 教えて下さい。



ここでは、D/P、D/A決済による輸入取引(以下D/P、D/A取引という)を輸入者の立場で行う場合の主な留意点を説明します。

1. 輸出者の信頼性

D/P、D/A取引は、信用状発行に伴う取引銀行への担保提供や発行手数料等の負担がないので、輸入者にとって有利な条件といえます。一般的に、輸出者は、決済の確実性を求めて信用状発行を望むものですが、D/P、D/A取引に同意するということは、商品に問題があるため売り急いでいる等、商品に欠陥がある可能性も考えられます。輸入者は、なぜ輸出者が信用状取引に比べ、不利な条件であるD/P、D/A取引に同意するのかを再度検討すると同時に、輸出者が契約どおりの商品を出荷してくれる相手であるかどうかを十分に確認する必要があります。

2. 慎重な対応の必要性

信用状を用いて輸入取引を行う際は、書類上信用状条件を充足している書類が呈示された場合に輸入者には支払義務が生じる等の理由から、慎重な対応になるものです。一方、D/P、D/A取引は信用状を発行しない点から、ややもすると安易に考えてしまいがちです。しかし、当然のことですが、このD/P、D/A取引も信用状取引同様に荷為替取引であり、銀行を経由し輸出者が取立ててくる書類を対価として支払または引受を行う必要があります。貨物を実際に見てから決済することはできず(契約で予め取り決めた場合を除く)、書類上で輸入契約との違いを判断し、支払または引受を行わなければなりませんので慎重に対応することが必要です。

3. 貨物の引取りについて

近隣国の輸出者と取引を行う際、船荷証券(B/L)の到着前に貨物が到着してしまうケースがあります。その場合、信用状取引であれば、荷物引取保証状(L/G)の発行により銀行保証を受け、貨物を引取ることができます。

しかし、D/P、D/A取引では、信用状取引と違って、船荷証券を含む書類が輸出者の取引銀行から輸入者の取引銀行に送付されるという保証がないなどの理由により、荷物引取保証状を発行しないのが一般的です。したがって、D/P、D/A取引を行う際には、輸入者は取引銀行に書類が到着し、決済、引受を行うまでは貨物を引取ることができないということを承知の上、取引を行う必要があります。

4. 十分な資金計画

輸入取引を行う場合に事前に資金計画を立てておくことは、D/P、D/A取引に限ったことではありません。しかし、信用状を用いる取引では、取引銀行が介在するために輸入を企画した当初から資金計画を立てることに比べ、D/P、D/A取引では十分な資金計画を立てないうちに船積書類が到着し、取引銀行に対して支払や引受を行う時期を迎えてしまうケースが多く見られます。D/P、D/A取引も輸入計画当初から十分な資金計画を立てておくことが重要です。

5. 取立統一規則の理解

信用状取引が、国際商業会議所で制定された信用状統一規則に基づいて行われるように、D/P、D/A手形の取扱いは、国際商業会議所が制定した「ICC 取立統一規則(1995 年改訂版)」(ICC Uniform Rules for Collections (1995 Revision))に基づいて行われます。取引を始めるにあたっては、この規則の内容や留意点について理解しておくことが必要です。